

第60号議案

群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出いたします。

令和7年3月17日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

「群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則」の一部を改正する 規則の概要

学校人事課

1. 改正の概要

令和6年人事委員会勧告に基づく給与制度のアップデートに伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

特定任期付職員業績手当を廃止する。

3. 施行期日

令和7年4月1日

群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則（平成十四年群馬県教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則（平成十四年教育委員会規則第二十二号） 新旧対照表

改正後	改正前
○群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則 平成十四年十二月二十四日教育委員会規則第二十二号 <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>第三条</u> 略 <u>第四条</u> 略 <u>第五条</u> 略	○群馬県一般職の任期付学校職員の採用等に関する規則 平成十四年十二月二十四日教育委員会規則第二十二号 第三条 削除 （特定任期付職員業績手当） 第四条 <u>条例第七条第四項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項又は第三項の規定により特定任期付学校職員（条例第七条第一項に規定する特定任期付職員のうち学校職員であるものをいう。以下同じ。）の号給又は給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u> 2 <u>特定任期付職員業績手当は、十二月一日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付学校職員のうち、特定任期付学校職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付学校職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付学校職員に対し、当該基準日の属する月の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号。以下「学校職員給与支給規則」という。）第四十四条の八に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</u> <u>第五条</u> 略 <u>第六条</u> 略 <u>第七条</u> 略

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。